



第1章 はじめに

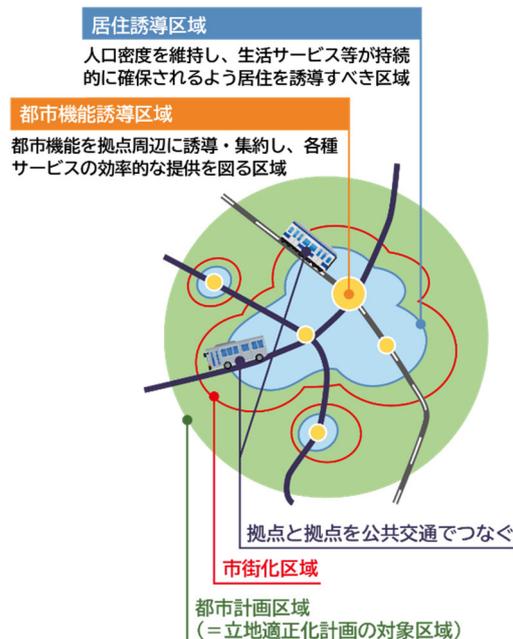
- 1-1 立地適正化計画とは
- 1-2 計画策定の背景と目的
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の対象区域
- 1-5 計画期間
- 1-6 SDGsと立地適正化計画

1-1 立地適正化計画とは

我が国の多くの自治体では人口の急激な減少と高齢化を背景として、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経営面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活利便施設等にアクセスできるよう、都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要となっており、コンパクトなまちづくりの形成を促進するため、都市再生特別措置法*が改正（平成 26 年 8 月）され立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、都市計画区域*内において、医療・福祉・商業などの都市機能や居住を誘導する区域を設定するほか、区域内へ誘導するための施策などを定めるものであり、計画に記載すべき事項が以下の通り定められています。



1 立地適正化計画の区域

都市計画区域全体が立地適正化区域となります。

2 立地の適正化に関する基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示します。

3 居住誘導区域

人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティ*が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

4 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

5 誘導施設

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定します。

6 誘導施策

都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理します。

7 防災指針

居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、立地適正化計画に定めるものです。

1-2 計画策定の背景と目的

本計画は都市全体を見渡したうえで、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定するとともに、公共交通により住民の移動手段が確保される、生活の利便性が高い「コンパクトなまちづくり」の指針となるものです。

本市においては住民基本台帳ベースで平成25年（2013年）をピークに人口が減少傾向に転じ、地方創生、空き家対策、企業の誘致や子育て支援、高齢化対応などと連携し、今後の人口減少対策を着実に進めることが必要となっています。また、人口減少や厳しい財政制約の中で、医療・福祉・商業などの都市機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能や居住機能の集約、公共施設の適正配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

こうした社会情勢等の変化に的確に対応するため、本市の実情にあった持続可能なまちづくりの実現に向けて「苫小牧市立地適正化計画」を策定します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、都市計画マスタープラン*の一部として位置づけられる計画であり、「苫小牧市総合計画」や北海道が定める「苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」に即して定めます。

また、都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、多様な分野との連携・整合を図りながら取組みを進めます。

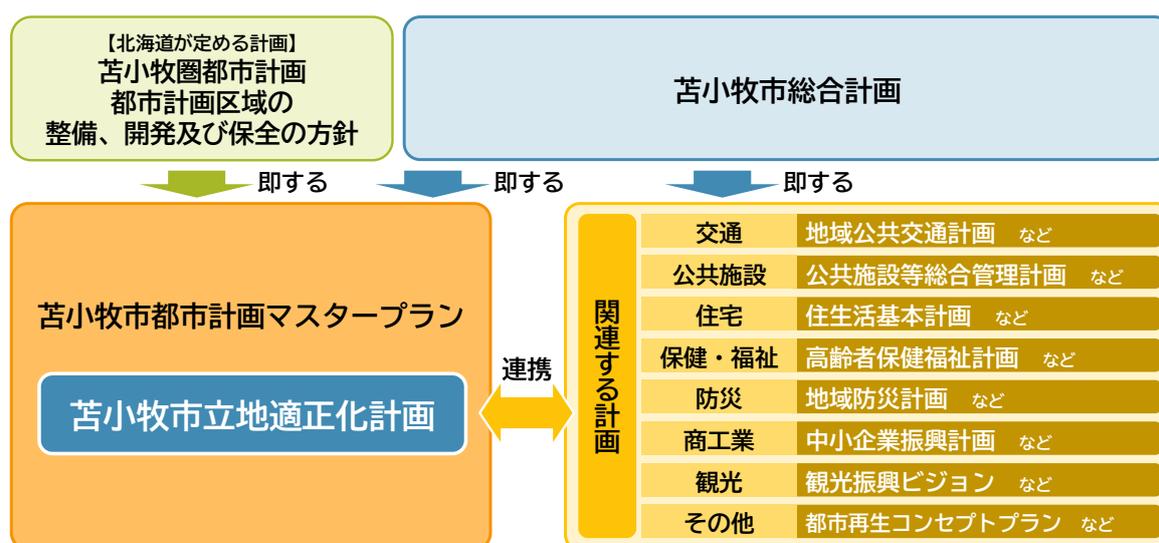


図 1-1 計画の位置づけ

1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は都市計画区域全体を基本とすることから、本市の都市計画区域内とします。

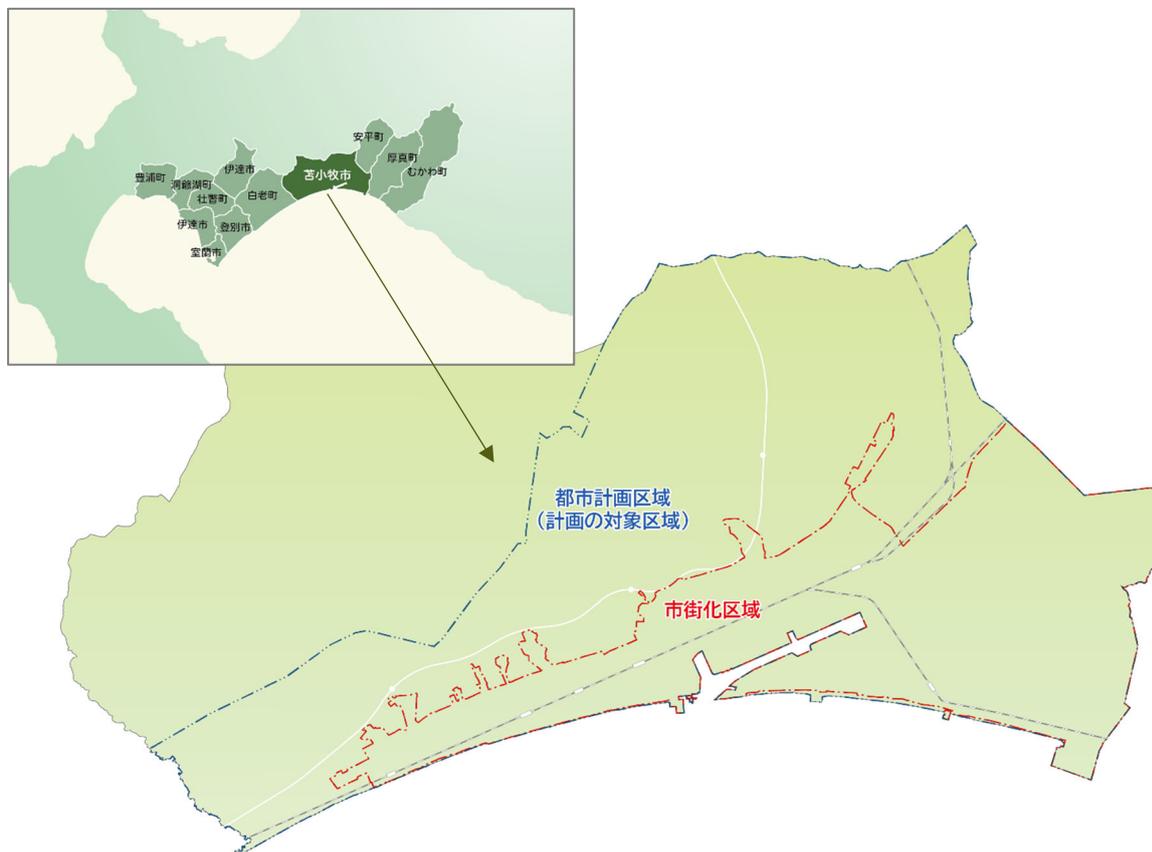


図 1-2 計画の対象区域

1-5 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年（2023年）からおおよそ20年先の令和22年（2040年）頃とします。また、本計画で定める目標値の達成状況や社会情勢の変化、上位・関連計画との整合、施策の進捗・効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-6 SDGsと立地適正化計画

平成27年(2015年)に17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs*: Sustainable Development Goals)」が国連持続可能な開発サミットで採択されました。本市においても、苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略に基づく施策の推進やゼロカーボンシティの実現に向けた取組みの推進など、SDGsの17の目標と関連する施策が展開されています。

本計画では、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「気候変動に具体的な対策を」などに関連しており、SDGsの達成に向け取組みを推進します。



図 1-3 持続可能な開発目標 (SDGs)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料